

平成30年 8月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 平成30年8月20日(月) 午前8時58分～ 10時2分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

#### 出席委員

1番	木下	得代	2番	大原	眞路(会長職務代理)
3番	三木	洋一	4番	川田	一博
5番	吉田	宏明	6番	山下	恭生
7番	松下	良夫	8番	井上	賀博
9番	岡野	孝文	10番	村井	孝彦
11番	中村	康男(会長)	12番	藤本	俊彦
13番	宮本	賢一	14番	猪熊	幸雄
15番	國重	幸代	16番	穴吹	秀雄
17番	梶野	和幸	18番	大西	和男

#### 欠席委員

なし

#### 傍聴推進委員

7番	細川	昇	12番	佐藤	隆信
14番	濱崎	郷廣			

#### 農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	岡崎	伸一郎
事務局次長	黒木	弘美
事務局書記	飯尾	祐美

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	3件	田 畑	2,024.22	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第2号議案	合意解約	3件	田 畑	2,964 1,237	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第4条許可申請	3件	田 畑	132 979	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第4号議案	農地法第5条許可申請	15件	田 畑	7,958.04 488	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第5号議案	非農地証明願	1件	田 畑	5,054	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第6号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第7号議案	農用地利用集積計画書	30件	田 畑	44,132 14,080.32	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第8号議案	農地法第5条の規定による 許可後の事業計画変更	1件	田 畑	1,317	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
合 計		56件	田 畑	56,503.04 23,862.54	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>

## 平成30年8月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻2分前でございますが、皆様お揃いになりましたので、只今から8月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第2号議案から第8号議案まで合計56件でございます。

本日は、農業委員18名中18名全員のご出席を頂いており、本定例会が成立していることをご報告いたします。また、本日、傍聴の推進委員さんが3名いらっしゃいますが、それ以外に1名いらっしゃいますので、ご紹介いたします。瀬居中学校2年の〇〇さんです。國重委員さんのところに職場体験にいらしております。行政委員会があって、農家のための話し合いをしていることを知っていただくことも、農業を理解することになるのではと、事前に会長に承諾をいただいております。個人情報が出てきますが、見聞きしたことを口外しないことを条件にお願いしております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。

今年の夏は非常に暑い日が続きまして、みなさん大変だったと思います。

今日は早朝よりご出席賜りありがとうございます。早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を18番 大西委員さんと、1番 木下委員さんのお二人にお願いいたします。

次に、今月の現地調査につきましては、4番 川田委員さん、16番 穴吹委員さん、17番 梶野委員さんと私で、先週の8月17日(金)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」3件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」3件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 1237 m<sup>2</sup>。 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2番、・・・、面積 466 m<sup>2</sup>。 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

3番、・・・、面積 321.22 m<sup>2</sup>。 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件3件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」3件について、1番については木下委員さんが、2番については猪熊委員さんが関係者ということで審議中は退室していただくこととなります。

まずは、1番について、審議を行いますので、木下委員さん退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

会長職務代理 1番について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 **【異議なし】**の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理 続いて、2番について審議を行いますので、猪熊委員さん退室をお願いいたします。

(猪熊委員 退室)

会長職務代理 2番について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 **【異議なし】**の声あり

(猪熊委員 入室)

会長職務代理 最後に、3番について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 畑となっていますが、平地ですか、傾斜地ですか。

事務局書記 傾斜地ではなく平地です。

梶野委員 年齢はいくつぐらいの方ですか。

事務局書記 57歳です。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 **【異議なし】**の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」3件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第18条 合意解約」3件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」3件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積2,191㎡。 【議案読み上げ】

2番、・・・、面積773㎡

3番、・・・、面積1237㎡

本件は第1号議案1番と関連しています。

以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第18条 合意解約」3件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

1番は林田でわかるのですが、2番の王越の貸借の解約は次の人に見通しはあるのでしょうか。王越はよく、借手が見つからず遊休農地になってしまうので。

事務局書記

借受人からの提出なので、そこまで確認はできておりません。

藤本委員

2番の使用貸借権と3番の賃借権の違いは何ですか。

事務局書記

使用貸借権とは無償の貸し借りです。賃借権とは有償の貸し借りです。賃料が発生します。もしくは物納での貸し借りということもあります。

会長職務代理

他に何かありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条 合意解約」3件を受理し、処理してまいります。

続いて、第3号議案「農地法第4条許可申請」3件を議題に供します。

なお、第3号議案の3番については現地調査を実施しておりますので、4番 川田委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

川田委員

それでは、第3号議案「農地法第4条許可申請」3番の現地調査報告をさせていただきます。第4号議案13番と関連があります。

3番、・・・、面積253㎡、【議案読み上げ】

J A香川県川津町ライスセンターから南へ約400mに位置しています。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張 用地

申請理由 前所有者が住宅と納屋を建築した際に、一部敷地に転用申請がなされていないことが判明。そのため、無断転用を解消するため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま川田委員さんより現地調査の報告がございましたが他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

事務局次長

それでは、第3号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。

3番については川田委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積118㎡、【議案読み上げ】

鼓岡神社から北へ約200mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張 進入路 用地

申請理由 農家住宅に建築した際に、進入路の部分の転用申請がなされていないことが判明。今回住宅を建て替える事になり、無断転用を解消するため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

2番、・・・、面積740㎡、【議案読み上げ】

林田小学校から西へ約200mに位置しています。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張 用地

申請理由 家族が増え現在の住まいが手狭になってきたため、敷地内に新築するため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第4条許可申請」3

件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第4条許可申請」3件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「農地法第5条許可申請」15件を議題に供します。

なお、第4号議案の4番、11番から13番、15番については現地調査を実施しておりますので、4番 川田委員さん、16番 穴吹委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

川田委員 それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」4番の現地調査報告をさせていただきます。

4番、・・・、面積 0.53 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

林田町字洲鼻前 林田町港自治会館から北東方向に、約700mに位置します。

無断転用の有無はありません。

転用目的 営農型太陽光発電設備 用地

申請理由 譲受人は申請地において太陽光発電設備を設置して売電収入を得るために転用を行うが、底地については農地性を保ち農業を継続するもの。

現在はハウレンソウを栽培している。

本申請は、平成27年9月1日に一時転用により許可を受けているものを継続するもの。

農地の区分 農用地

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 農用地であることから常設審議委員会案件か否かを検討した結果、農用地からの除外した場合に本申請地は周辺の状況から第2種農地に該当するため対象とはならないと判断。

穴吹委員 それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」11番の現地調査報告をさせていただきます。

11番、・・・、面積 2,335 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

綾川に架かる川尻橋から南へ約150mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 資材置場 用地

申請理由 譲受人は現在、建設会社を営んでいる。会社の事業が好調なことから工事件数が増え、資材置場のスペースが不足し、その用地を探していたところ本申請地の話がまとまったことから、申請者個人が転用事業者となり会社へ貸し付けるため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

備考 所有権移転です。

1 2 番、・・・、面積 750 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

綾川に架かる川尻橋から南へ約 150mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 事務所・資材置場 用地

申請理由 譲受人は現在、周辺の土地を借りて事務所・資材置場として利用してきたが、事業が好調なことから工事件数が増え、資材置場のスペースが不足してきたため、その用地を探していたところ本申請地の話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 計画地に農道があることから現在、用途廃止の手続き中である。

備考 所有権移転です

1 3 番、・・・、面積 401 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

J A香川県川津町ライスセンターから南に約 400mに位置

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅 用地

申請理由 譲受人は現在、申請地の北側に隣接している宅地にある父親所有の住宅に住んでいるが、子供の成長により手狭となったことから、本申請地へ自己住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

1 5 番、・・・、面積 468 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

さぬき浜街道と青海川が交差する第一青海橋から南へ約 50mに位置

無断転用の有無 有

転用目的 分家住宅 用地

申請理由 譲受人は現在、借家に居住しているが、手狭となったことから自己住宅を建築することを検討していた。

親に子供の面倒をみてもらうためと、将来、親の面倒をみることを考え、実家近くで親が所有する本申請地へ自己住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 一部農用地となっているものについては農用地からの除外申請により周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

それ以外の農地については、周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用について、申請者は、無断転用ではないとの認識であるが、現地調査により、無断転用と判断されたことから、現在、始末書の提出を求めているところである。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま川田委員さん、穴吹委員さんより現地調査の報告がございましたが他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

4、11、12、13、15番につきましては、委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積 446㎡、【議案読み上げ】

香川大学 教育学部附属坂出中学校から主要地方道坂出港線（19号線）を超えるかたちで西へ約400mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅 用地

申請理由 譲受人は現在、10年程前に購入した住宅に居住しているが、築40年ということから使い勝手も悪く、また、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、このたび、妻の父親が所有する本申請地に自己住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 都市計画により用途が第一種中高層住居専用地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2番、・・・、面積 183㎡、【議案読み上げ】

城山川に架かる井手ノ上中橋から北へ約100mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅 用地

申請理由 譲受人は現在、借家へ居住しているが、昨年、申請地へ納屋を建築したことから、さらに、隣に自己住宅を建築することで営農しやすくなると考え、また、隣接地には両親宅があり、近くに居住することで老後の世話しやすいと考えたため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3番、・・・、面積 270 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

王越出張所の敷地の南側に隣接して位置。

無断転用の有無 有

転用目的 分家住宅 用地

申請理由 譲受人は現在、親と同居しているが、子供の成長により手狭となったこと、また、親に子供の面倒をみてもらうためと、将来、親の面倒をみることを考え、実家近くで親が所有する本申請地へ自己住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用について、申請者は、無断転用ではないとの認識であるが、現地調査により、無断転用と判断されたことから、現在、始末書の提出を求めているところである。

5番、・・・、面積 1,232 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

四国電力坂出変電所から北に、約 50mに位置

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 申請地は譲渡人の自宅から離れているため、今後、農地として耕作していくことが困難なことから、太陽光発電設備用地として利用することを計画。

また、その資金の関係から子である譲受人が転用事業者として申請したもの。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な四国電力との契約書、経済産業省の設備認定書類の提出もある。

本申請地には仮登記があることから仮登記の名義人の同意書と印鑑証明書の添付がある。

6番、・・・、面積 409 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

谷西公民館の西側に隣接して位置

無断転用の有無 有

転用目的 分家住宅・進入路 用地

申請理由 譲受人は現在、本申請の併せ利用地である隣接地にある親の住宅で同居しているが、子供の成長により手狭となったことから、本申請地へ自己住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

7番、・・・、面積 280 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

黒岩天満宮から南に約 300mに位置

無断転用の有無 無

転用目的 資材置場 用地

申請理由 譲受人は現在、親会社である日本エネルギー総合システム株式会社に資材置場について協力してもらっている。

飯山町から綾上町にかけての工事現場が多く、また、今後、坂出市周辺で事業展開していくことから資材置場用地を探していたところ、本申請地の話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 候補地比較検討表の提出もある。

8番、・・・、面積 475 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

綾川に架かる長命寺橋から東に約 500mに位置

無断転用の有無 無

転用目的 非農家の自己住宅 用地

申請理由 譲受人は現在、会社の社宅に居住しているが、子供の成長により手狭となったことから、本申請地へ自己住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 候補地比較検討表の提出もある。

9番、・・・、面積 2.51 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

綾川に架かる長命寺橋からの東に約 500mに位置

無断転用の有無 有

転用目的 進入路 用地

申請理由 譲受人は、本申請における併せ利用地である北側に隣接する宅地を所有しており、現在、家族が居住しており、譲受人自身も数年後には同居する予定である。現況で、既に本申請地を進入路の一部として使用していることから、このたびの話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用について始末書の提出がある。

議案の9番、抜けておりますので、備考欄に無断転用と記入してください。

8番の申請地である1221番7を現況に併せて分筆したものである。

10番、・・・、面積 343㎡、【議案読み上げ】

国道11号線と県道林田府中線(187号線)との三叉路から南西へ約450mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 非農家の自己住宅 用地

申請理由 譲受人は現在、アパートに居住しているが、手狭となったことから本申請地へ自己住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

14番、・・・、面積 851㎡、【議案読み上げ】

尾池から西に約150mに位置

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 譲受人が営む事業のうちの太陽光発電に関する事業のため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な四国電力との契約書、経済産業省の設備認定書類の提出もある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「農地法第5条許可申請」15件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

猪熊委員

4番の太陽光発電設備の営農型とはどういうものですか。

他の太陽光発電設備とは違うのですか。

事務局長補佐

営農型は太陽光設備の下で耕作するので、高い設備になっておりまして、下で営農するのが条件です。農用地の場合、太陽光発電設備では農用地を外すことが今のところできません。下で農地として耕作し、太陽光発電を設置していない場合の80%収穫量が見込めることが条件です。

三木委員

今の4番の議案ですが、平成27年9月1日に許可を取ったのも営農型ですか。

事務局長補佐

平成27年9月1日の許可のものを継続したものです。営農型は一時転用になりますので、3年ごとに更新していきます。収量は毎年1回報告書を提出していただいております。

三木委員 転用面積の0.53㎡とはどういうことですか。

事務局長補佐 0.53㎡というのは、支柱の部分のみを転用するということです。  
実際は農地の上に広く設置しているのですが、土についている部分のみ転用面積となります。

吉田委員 おおむね上にはどのくらいの面積割合の設備なのでしょう。半分くらいですか。

事務局長補佐 80%の収量が見込めるように設備を設置しなければいけません。

井上委員 10番の案件は無断転用ということですが、どこの部分がどのように無断転用となっているのでしょうか。

事務局長補佐 これは、隣接する宅地を同じ人が所有しており、その方がすでに建てている住宅が10番で申請する農地に一部及んでいるからです。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」15件につきまして原案どおり承認し、うち14件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、11番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、8月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。  
続いて、第5号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局次長 それでは、第5号議案「非農地証明願」1件についてご説明いたします。  
1番、・・・、面積 5,054㎡、【議案読み上げ】  
府中湖から西に1kmの範囲内に位置します。  
申請理由 申請地は、昭和51年に完了した県営パイロット事業により整備された区域内にあり、当初より農道として利用しておりますが、地目が畑のままになっているので、公衆用道路に地目変更するためです。  
以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第5号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 一番上の土地である横山尻尾の545㎡は、幅10mとしても50mくらいあると思うのですが、こちらはどのような使い方をしているのでしょうか。畑2836番13の土地が他にもあるのですか。

事務局次長                   パイロット事業が行われたときに農道部分として分筆はされていたのですが、地目は畑のまま変更していなかった部分を非農地証明します。

梶野委員                   5m幅であれば100mですね。

事務局次長                   道のとおりに分筆しております。

会長職務代理               他に何かありませんか

各委員                   【異議なし】の声あり

会長職務代理               特にご異議もないようですので、第5号議案「非農地証明願」1件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。  
続いて、第7号議案「農用地利用集積計画書」30件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局書記               それでは第7号議案「農用地利用集積計画書」30件についてご説明いたします。  
今月は新規に農地の貸借をする案件が14件、更新が8件、再設定が8件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が4件となっております。  
以上、農用地利用集積計画書30件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。以上です。

会長職務代理               ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農用地利用集積計画書」30件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員                   【異議なし】の声あり

会長職務代理               特にご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」30件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。  
続いて、第8号議案「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局次長               それでは、第8号議案「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。  
1番、・・・、面積1,317㎡、【議案読み上げ】  
加茂小学校の北西 約300mに位置。  
無断転用の有無 無  
転用目的 分譲住宅3棟2階建214.89㎡、分譲住宅1棟平屋建131.12㎡、倉庫兼車庫1棟平屋建56.51㎡（工期：平成23年8月11日～平成30年7月31日）  
申請理由 平成23年8月11日に5棟の分譲住宅で許可され、平成26年10月15日、棟数及び工期延長の承認、さらに、平成28年9月6日に工期延長の承認を受け

ているもので、現在も引き続き1棟だけ土地の所有権移転は済んでいるが所有者の事情により住宅の建築が出来ていない案件があるので、平成32年7月31日まで工期延長を行いたいと計画変更申請を行った案件である。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 本案件について、本来住宅を建築して譲り渡す分譲住宅で許可を受けているにもかかわらず、土地だけを所有権移転し住宅を建築していない理由について、取得者が娘さんの住宅を建築する予定だったが娘さんの仕事の都合で早期に建築出来ていないという事情と、今後はこのような事が無いよう許可条件を遵守するという顛末書兼誓約書の添付あり。

以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

ということは、工期を延長したら完工することが間違いないという確約書が取れているのですか。

また、終わらなければ延長ということになるのですか。

事務局長補佐

そうです。

顛末書兼誓約書がありますから、実際のところ、この土地を購入した理由は、取得者の子供の家を建てるというものでしたが、今、建てていないと理由が(子供の)仕事の都合で建築できなくなりました。

今のところ、誓約書の内容から建てる気持ちがなくなったということではないと思われませんが、はっきりと現実的なことはまた決まっていないということです。

梶野委員

わかりました。

会長職務代理

他に何かありませんか。

三木委員

事業者についてですが、更地の状態で所有権移転を受けた場合、原則は事業者が建物を建てるのではないのですか。

事務局長補佐

そうですね。

ただ、顛末書兼始末書の提出があり、ただ建てないというわけではなくずっと更新していついて、かれこれ8年ぐらいになります。

三木委員

建売分譲住宅だから全部事業者が建てて販売していますか。

事務局長補佐 建てているそうです。  
その後、所有権移転となっていると思いますが、本申請については住宅を建てることのできるということで先に所有権移転をしたものだと思います。

三木委員 はい、わかりました。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。  
以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。  
その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 議案と一緒に送らせていただいております、ご案内で「平成30年7月豪雨災害義援金の募集について」というものがあります。ご賛同いただける方は事務局にお持ちください。全国農業会議所へ送らせていただきます。  
それから、9月3日午前9時から、この会場で全体会議を開催しますので、残暑厳しい折ではございますが、ご出席ください。以上です。

会長職務代理 それでは、これをもちまして8月の定例会を閉会致します。  
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時2分終了